

社会福祉法人 桜花会

指定短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 桜花会が実施するライフケア大手門介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所・介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士及び機能訓練指導員等の職員（以下「従業者」という。）が、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 2、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った各種のサービスを、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択を重視しながら、総合的かつ効率的にサービスを提供する。
 - 3、事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ライフケア大手門 短期入所生活介護事業所
介護予防短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 福岡市中央区大手門2丁目5番15号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（併設のライフケア大手門介護老人福祉施設の管理者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理、事業の利用申込に係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規程を順守させるため

に、必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1 人 (常勤、ライフケア大手門介護老人福祉施設と兼務)

生活相談員は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるように利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ相談援助等の生活指導を行う。

(3) 介護職員及び看護職員 7 人 (常勤、ライフケア大手門介護老人福祉施設と兼務)

介護職員及び看護職員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講じる。

(4) 機能訓練指導員 1 人 (常勤、ライフケア大手門介護老人福祉施設と兼務)

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(5) 管理栄養士 1 人 (常勤、ライフケア大手門介護老人福祉施設と兼務)

管理栄養士は、利用者の状態に応じた適切かつ質の高いサービス提供が行われるように栄養管理を行う。

(利用定員)

第 5 条 事業の利用定員は 20 人とする。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする、

- (1) 営業日は原則として、年中無休とする。
- (2) 営業時間 (利用受入れ時間) 原則として、午前 9 時から午後 6 時までとする。
- (3) 電話等により、24 時間連絡可能な体制とする。

(短期入所生活介護計画) ~7 条・14 条・15 条・16 条追加記載

第 7 条 指定短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、提供するサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス及びサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を個別に作成する。

- 2、短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3、短期入所生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得る。
- 4、短期入所生活介護計画の作成後、当該短期入所生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該短期入所生活介護計画の変更を行う。

(短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活指導及び訓練等

広義のリハビリテーションを積極的に取り入れ、且つ自主性を尊重した日常生活動作の訓練を行う。

(2) 食事の提供

利用者の趣向と健康状態を的確に把握し、食事の諸問題を検討し、バラエティに富んだ楽しい食事とする。

(3) 入浴の提供

利用者の健康状態を把握した上で、心身の衛生面及び機能面を考慮した入浴サービスとする。

(4) 健康管理

利用者の状態を的確に把握し、家族及び嘱託医等との連携を密にとり、疾病の予防に努める。

(5) その他の介護の提供

介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(6) 送迎サービス

家族にて入退所時の送迎が困難な利用者に対しては、送迎の便宜を図る。

(7) 在宅介護に関する各種の相談への対応

常に利用者や家族の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言や、その他の援助を行う。

(8) 介護教育

介護者やその家族に対し、在宅での介護方法等を専門の職員が、実習指導・助言を行う。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料・その他の費用)

第9条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供した際には、利用者から(別表1)に掲げる利用料の一部及び居住費と食費を加えた額の支払を受けるものとする。

但し、利用者が利用料の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払を受けるものとする。

2、前項に定めるもののほか、(別表1)に掲げるその他の費用の支払を受けることができる。また、送迎サービスの際の交通費等については、状況に応じ考慮し、徴収が必要となった場合については、その都度、利用者又は家族と協議して徴収する。

3、費用の支払を受ける場合には、利用者又は家族に対し事前に説明した上で、支払いに関しての同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 基本的に送迎の実施地域は、福岡市中央区であるが、城南区及び博多区等の他所轄区においても相談の上送迎を行う。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 努めて健康に留意すること。
- (2) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒しないこと。
- (3) 指定された場所以外で火気を用いないこと。
- (4) その他、管理者が定めたこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的(消防・風水害・地震等)計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回の定期的な避難、救出訓練を行う。

(利益供与の禁止)

第14条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第15条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、

利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第16条 指定短期入所生活介護の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2、事業者は、提供した指定短期入所生活介護の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3、事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係わる利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会からの調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの須藤又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束廃止)

第17条 事業所は、緊急やむを得ない場合以外の拘束は行わない。緊急かつ一時的に拘束が行われる場合は「身体拘束廃止指針」の取決めに準じて対応する。

(高齢者虐待防止)

第18条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、以下の必要な措置を講じる。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める
- (2) 個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努める
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備し、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める
- (4) 虐待等の発見時における、行政及び関係機関への通報を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修計画を策定し、研修などの機会を設けると共に業務体制を整備する。

- 2、短期入所生活介護計画及びサービス提供記録、事故発生時の記録、苦情に関する記録等、整備の上、完結してから原則5年間保存する。
- 3、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人桜花会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成12年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成12年11月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成16年12月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年12月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 8年 6月 1日から施行する。

(別表1)

料金表

R8.6.1

<料金表>

下表は一部負担の利用者の場合の料金表です

①短期入所生活介護利用料金「1日あたり」：地域加算@10.55円で換算する

(I) 従来型個室の場合

17.6%

×10.55円

90%

利用者の介護状態	給付単位	機能訓練 体制加算	看護体制 加算 (I)(II)	夜間職員 配置加算 (I)	サービス 提供体制 強化加算 (II)	介護職員 処遇改善 加算I(ロ)	単位合計	給付金額	法定代理 受領分	自己負担金額	
要介護 1	603	12	12	13	18	116	774	8164	7347	817	
21-212	2	672	12	12	13	18	128	855	9020	8117	903
21-213	3	745	12	12	13	18	141	941	9925	8932	993
21-214	4	815	12	12	13	18	153	1023	10794	9714	1080
21-215	5	884	12	12	13	18	165	1104	11650	10484	1166

21-6004 113・6115 21-6117 21-6100 -6108・6111

(II) 多床室利用の場合

×10.55円

90%

利用者の介護状態	給付単位	機能訓練 体制加算	看護体制 加算 (I)(II)	夜間職員 配置加算 (I)	サービス 提供体制 強化加算 (II)	介護職員 処遇改善 加算I(ロ)	単位合計	給付金額	法定代理受領分	自己負担金額	
要介護 1	603	12	12	13	18	116	774	8164	7347	817	
21-212	2	672	12	12	13	18	128	855	9020	8117	903
21-213	3	745	12	12	13	18	141	941	9925	8932	993
21-214	4	815	12	12	13	18	153	1023	10794	9714	1080
21-215	5	884	12	12	13	18	165	1104	11650	10484	1,166

21-6004 113・6115 21-6117 21-6100 -6108・6111

②介護予防短期入所生活介護利用料金「1日あたり」

(I) 従来型個室の場合

×10.55円

90%

利用者の介護状態	給付単位	機能訓練 体制加算	看護体制 加算 (I)(II)	夜間職員 配置加算 (I)	サービス 提供体制 強化加算 (II)	介護職員 処遇改善 加算I(ロ)	単位合計	給付金額	法定代理受領分	自己負担金額
要支援 1	451	12			18	85	566	5968	5370	598
2	561	12			18	104	695	7332	6599	733

24-6004 24-6102 24-6108

(II) 多床室の場合

×10.55円

90%

利用者の介護状態	給付単位	機能訓練 体制加算	看護体制 加算 (I)(II)	夜間職員 配置加算 (I)	サービス 提供体制 強化加算 (II)	介護職員 処遇改善 加算I(ロ)	単位合計	給付金額	法定代理受領分	自己負担金額
要支援 1	451	12			18	85	566	5968	5370	598
2	561	12			18	104	695	7332	6599	733

24-6004 24-6102 24-6108

料金表

③加算請求金額（保険給付対象）（1回につき）

× 10.55円 90%

	給付単位					介護職員 処遇改善 加算Ⅰ(口)	単位合計	給付金額	法定代理 受領分	自己負担金額
送迎加算	184					32	216	2283	2054	229
療養食加算	8					1	9	99	89	10

③介護保険給付対象外利用料金

居住費

従来型個室利用の場合

第4段階	1,231	円/日
第3段階	880	円/日
第2段階	480	円/日
第1段階	380	円/日

多床室利用の場合

第4段階	915	円/日
第3段階	430	円/日
第2段階	430	円/日
第1段階	0	円/日

食費

従来型個室利用の場合

第4段階	1,600	円/日
第3②段階	1,300	円/日
第3①段階	1,000	円/日
第2段階	600	円/日
第1段階	300	円/日

* 第4段階の方は一食毎の計算となります

内訳		
朝食	450	円
昼食	650	円
夕食	500	円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものについては負担をしていただきます。

- 1、テレビ・電気毛布等の電気製品使用料金は1日につき1日50円負担していただきたいと思ます

⑤ その他

- 1、散髪代 1,500円 ～
- 2、テレビ使用料 100 円/日